

令和 2 年 3 月

第 1 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和2年3月第1回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件	名
議第 1 号	令和元年度	人吉市一般会計補正予算（第5号）
議第 2 号	令和元年度	人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第 3 号	令和元年度	人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第 4 号	令和元年度	人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議第 5 号	令和元年度	人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第 6 号	令和元年度	人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第 7 号	令和元年度	人吉市一般会計補正予算（第6号）
議第 8 号	令和元年度	人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）
議第 9 号	令和元年度	人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第10号	令和元年度	人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議第11号	令和元年度	人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第12号	令和元年度	人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議第13号	令和元年度	人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）
議第14号	令和元年度	人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第15号	令和元年度	人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
議第16号	令和2年度	人吉市一般会計予算
議第17号	令和2年度	人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第18号	令和2年度	人吉市国民健康保険事業特別会計予算

議第 1 9 号	令和 2 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第 2 0 号	令和 2 年度 人吉市介護保険特別会計予算
議第 2 1 号	令和 2 年度 人吉市水道事業特別会計予算
議第 2 2 号	令和 2 年度 人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第 2 3 号	令和 2 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第 2 4 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 6 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 0 号	人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 1 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 2 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 3 号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 4 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 5 号	特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 6 号	人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868 条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 7 号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 8 号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 9 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 0 号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 1 号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 2 号	第 6 次人吉市総合計画基本構想の策定について
議第 4 3 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 4 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 5 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 6 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 7 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 8 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 4 9 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 5 0 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 5 1 号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議第 5 2 号	人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議第 5 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議第 5 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議第 5 5 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議第 2 4 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 6 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 0 号	人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 1 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 2 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 3 号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 4 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 5 号	特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 6 号	人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 7 号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 8 号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 9 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 0 号	人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 1 号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和2年2月25日

人吉市長 松岡 隼人

議第 2 4 号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」に改める。

第 2 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」に改める。

第 2 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 26 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 7 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 112.5）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 117.5）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	166,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	

	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任 用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）を「100分の115」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の人吉市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の人吉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

職員の給料及び勤勉手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 7 号

人吉市部設置条例の一部を改正する条例

人吉市部設置条例（平成 4 年人吉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中エ及びオを削り、カをエとし、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、同号コ中「ケ」を「キ」改め、同号コを同号クとする。

第 3 条第 2 号に次のように加える。

キ まちづくり活動の支援及び育成に関すること。

ク 人権啓発及び男女共同参画に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（人吉市行財政経営検討委員会条例の一部改正）

2 人吉市行財政経営検討委員会条例（平成 2 1 年人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務部財政課」を「総務部行財政改革課」に改める。

（人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の一部改正）

3 人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例（平成 2 2 年人吉市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務部自治振興課」を「企画政策部地域コミュニティ課」に改める。

（人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の一部改正）

4 人吉市男女共同参画推進審議会設置条例（平成 2 2 年人吉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務部自治振興課男女共同参画推進室」を「企画政策部地域コミュニティ課男女共同参画推進室」に改める。

（人吉市入札監視委員会設置条例の一部改正）

5 人吉市入札監視委員会設置条例（平成 1 9 年人吉市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「総務部契約管財課」を「総務部総務課」に改める。

（人吉市地域公共交通会議条例の一部改正）

6 人吉市地域公共交通会議条例（平成 2 2 年人吉市条例第 2 号）の一

部を次のように改正する。

第9条中「企画政策部企画課」を「企画政策部地域コミュニティ課」に改める。

（提案理由）

組織機構改革に伴い部の分掌事務の一部が変更となるため条例の一部を改正するものである。

議第 28 号

人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「法第 16 条第 2 号」を「法第 16 条第 1 号」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の制定に伴い地方公務員法の一部改正に準じた改正を行うこと、及びその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 29 号

人吉市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 0 号

人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 いじめ調査委員会の部の次に次のように加える。

行政改革懇談会	会長	日額	6, 0 0 0 円
	委員	日額	5, 5 0 0 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

既に設置している行政改革懇談会の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 1 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 4 2 市長等の給料月額、令和 2 年 4 月 1 日から現にそれぞれの職にある者の任期満了の日（任期の途中において退職したときは当該退職の日）までの間、別表第 1 及び附則第 4 0 項の規定にかかわらず、同表の額から、市長にあつては当該額に 1 0 分の 3 を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあつては当該額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額を減じた額とし、教育長及び常勤の監査委員にあつては当該額に 2 0 分の 3 を乗じて得た額を減じた額とする。期末手当基礎額も同様とする。
- 4 3 前項の規定の適用を受けている者が退職した場合における人吉市長等の退職手当の支給に関する条例第 3 条に規定する給料月額は、別表第 1 に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市長等の給料月額の減額率を引き上げて減額支給するため条例の一部を改正するものである。

議第32号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の給与に関する条例（昭和26年人吉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の5第2号中「（法第16条第1号の規定に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第15条の6第1項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第3項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第15条の7第1項中「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の8第6項中「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附則に次の5項を加える。

- 8 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間（次項及び第10項において「特例期間」という。）においては、別表第1に規定する給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び派遣又は人事交流等により本市職員として任命されている者を除く。以下この項から第10項までにおいて同じ。）に対する給料月額（人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年人吉市条例第5号）附則第3項の規定による給料を含む。以下この項及び第10項において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第10項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
3 級	1 0 0 分の 3
4 級	1 0 0 分の 4
5 級	1 0 0 分の 5
6 級	1 0 0 分の 6

- 9 特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 第15条の8第1項から第4項までの規定により支給される給与
当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、当該アからウまでに定める額
 - ア 第15条の8第1項 前項及び前号に定める額
 - イ 第15条の8第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第15条の8第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 10 特例期間においては、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、第8項の規定により算出した給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。
- 11 前3項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 12 第8項の規定の適用を受けている職員が退職した場合における人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和26年人吉市条例第20号）第3条に規定する退職日給料月額は、別表第1に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定に伴い地方公務員法の一部改正に準じた改正を行うこと、及び行財政改革のため職員の給料月額を減額して支給することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 3 号

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「の報酬を」を「を特殊勤務に係る報酬として」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「報酬」の前に「時間外勤務に係る」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する」の次に「時間外勤務に係る」を加え、同項第 1 号中「割り振られた日」の次に「（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）」を加え、同条第 3 項中「振替」の次に「等」を、「全時間」の次に「（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）」を、「得た額を」の次に「時間外勤務に係る」を加える。

第 2 3 条第 1 項中「報酬」の前に「休日勤務に係る」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する」の次に「休日勤務に係る」を加え、同条第 3 項中「第 1 項に規定する」の次に「休日勤務に係る」を加える。

第 2 4 条第 1 項中「報酬」の前に「夜間勤務に係る」を加え、同条第 2 項中「報酬の額」の前に「夜間勤務に係る」を加え、「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 2 5」に改める。

第 2 6 条第 1 項後段中「1 5 条」を「第 1 5 条」に改め、「、若しくは失職」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）の制定に伴い地方公務員法の一部改正に準じた改正を行うこと、及びその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年人吉市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 5 号

特別会計条例の一部を改正する条例

特別会計条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人吉市特別会計条例

本則中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の第 8 号に規定する人吉市介護サービス事業会計（次項において「人吉市介護サービス事業会計」という。）の令和元年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 3 令和元年度の人吉市介護サービス事業会計の出納の完結の際に、人吉市介護サービス事業会計に属する現金並びに人吉市介護サービス事業会計に係る権利及び義務は、人吉市介護保険会計が承継する。

（提案理由）

人吉市介護サービス事業会計を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部を改正する条例

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例（平成27年人吉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条を第14条とし、同条の前に次の3条を加える。

（原状回復等）

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（損害賠償）

第12条 入館者の故意又は過失によりミュージアムの施設等を損傷し、又は滅失したときは、入館者は、指定管理者の指示に基づいて原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者の故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（個人情報保護）

第13条 指定管理者及びその行う業務に従事している者又は従事していた者は、人吉市個人情報の保護に関する条例（平成14年人吉市条例第1号）第11条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第8条及び第9条を削り、第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第4条から第6条までを削り、第3条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 ミュージアムの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」とい

う。)に、行わせることができるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に掲げる業務

(2) ミュージアムの施設の運営及び維持管理に関する業務

(3) ミュージアムの施設の利用の許可に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がミュージアムの管理上必要と認める業務

2 ミュージアムの施設を利用する者は、指定管理者の許可を得なければならない。

(入館料)

第6条 入館料は、無料とする。ただし、指定管理者の申出により入館料を徴収する場合は、市長と指定管理者で協議の上、その額を決定する。

2 入館料は、指定管理者の収入として収受させることができる。

(ミニトレイン及びレイルバイクの利用料)

第7条 利用者は、指定管理者に対し、ミニトレイン及びレイルバイク(以下「付帯施設」という。)の利用に係る料金(以下「利用料」という。)を支払わなければならない。

2 利用料は、指定管理者の収入として収受させることができる。

3 利用料の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 利用料は、付帯施設を利用する前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

5 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、既納の利用料の全部又は一部を還付することができる

(利用料の減免)

第8条 指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、前条に規定する利用料を減額し又は免除することができる。

(付帯施設以外の施設の利用許可)

第9条 付帯施設以外の施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を得なければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

区分	基準額
ミニトレイン1人（3歳未満の者と同乗する場合を含む。）1乗車につき	200円
レイルバイク1人1回につき	200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の規定に基づき指定管理者が選定されミュージアムの管理を行うこととなるまでの間は、ミュージアムの管理については、なお従前の例による。

（提案理由）

指定管理者制度を導入するために必要な規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 7 号

人吉市印鑑条例の一部を改正する条例

人吉市印鑑条例（昭和 5 3 年人吉市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録を受けることができないものとする。

(1) 1 5 歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 5 条第 2 項中「記載」の次に「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては記録。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）の制定に伴い改正を行うこと、及びその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 8 号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項第 2 号中「法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「法第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）の制定に伴い、児童福祉法の一部改正に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 39 号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年人吉市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改め、同条第 3 項中「熊本県、市」を「都道府県、市町村」に改める。

第 4 条の見出しを削り、同条第 1 項中「に規定する確認をいう」を「の確認において定めるものに限る」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 1 項中「市」を「市町村」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に「市」を「市町村」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育認定子ども」に改める。

第 13 条第 1 項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下こ

の条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額」を「掲げる額」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に既定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77, 101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小

学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に「市」を「市町村」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「市」を「市町村」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」

に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条（見出しを含む。）中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定こどもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定こども等」に改め、同条第3項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に、「市」を「市町村」に改め、同条第4項中「市」を「市町村」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第5項中「市」を「市町村」に改める。

第32条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に「市及び」を「市町村、」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供記録

第34条第2項第3号中「に規定する市」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）

を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。））」とあるのは「除く。））」とする」を「と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保

育認定子ども」に改める。

第40条第1項中「市」を「市町村」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に「市」を「市町村」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第42条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第3項を第7項とし、同条第2項中「障害児入所施設」の次に「（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号

において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認

定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する市」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。））」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合にお

いて、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特例満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに

対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第２条第１項中「特定保育所」の次に「（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）」を加え、「（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。）次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第１９条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第２７条第３項第１号に規定する額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に、「市」を「市町村」に改め、同条第２項中「市」を「市町村」に改める。

附則第３条を次のように改める。

第３条 削除

附則第５条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「５年」を「１０年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第７号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３４条第３項、第４６条第３項及び第５８条の４第２項の規定に基づき、条例の一部を改正するものである。

議第 4 0 号

人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

人吉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年人吉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「退職手当は、次の各号の 1 に該当する者には支給しない」を「退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる」に改め、同項第 2 号中「（同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（退職手当の支給方法等）

第 1 3 条の 2 前条に定めるもののほか、退職手当の支給方法、支給制限その他支給に必要な事項については、人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 2 0 号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）の制定に伴い地方公務員法の一部改正に準じた改正を行うこと、及びその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第41号

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例（平成30年人吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（個人情報保護）

第13条 指定管理者及びその行う業務に従事している者又は従事していた者は、人吉市個人情報の保護に関する条例（平成14年人吉市条例第1号）第11条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
第11条及び第12条を次のように改める。

（原状回復等）

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（損害賠償）

第12条 入館者の故意又は過失により総合交流館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、入館者は、指定管理者の指示に基づいて原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者の故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

第10条を削り、第9条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第5条から第8条までを削り、第4条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 総合交流館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、行わせることが

できるものとする。

（指定管理者の業務）

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に掲げる業務
- (2) 総合交流館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 総合交流館の利用の許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が総合交流館の管理上必要と認める業務

（入館料）

第7条 総合交流館の入館料は、無料とする。ただし、指定管理者の申出により入館料を徴収する場合は、市長と指定管理者で協議の上、その額を決定する。

- 2 入館料は、指定管理者の収入として収受させることができる。

（施設使用料）

第8条 利用者は、指定管理者に対し、施設の利用に係る料金（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。

- 2 使用料は、指定管理者の収入として収受させることができる。
- 3 使用料の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲で、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 4 使用料は、施設を利用する前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由によると認めるとき。
 - (2) 利用者が利用開始前に利用の取消しを申し出た場合で、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

（使用料の減免）

第9条 指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て規則で定めた基準により、前条に規定する使用料を減額し又は免除することができる。

別表中「使用料」を「基準額」に改め、4コワーキングスペースの表中「20,000円」を「10,000円」に、「10,000円」を「5,000円」に改め、別表に次の3表を加える。

5 会議室

区分	単位	基準額	徴収の時期
第1会議室	1時間	1,500円	使用時
第2会議室	1時間	1,000円	使用時
第3会議室	1時間	1,000円	使用時

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 使用料には、空調設備の使用料を含むものとする。

6 シェアオフィス

区分	単位	基準額	徴収の時期
自由席	1席1月1 法人・個人	20,000円	使用する月の前月の 末日。ただし、使用 を開始した月の使用 料は、使用開始時
固定席	1席1月1 法人・個人	30,000円	同上

備考

- 1 シェアオフィスを使用する法人等は、コワーキングスペースを無償で 사용할 ことができるものとする。ただし、独占使用を除く。
- 2 自由席を使用する法人等の同時利用者数は2名までとし、自由席のみを使用するものとする。
- 3 固定席を使用する法人等の同時利用者数は2名までとし、固定席に加えて、自由席も使用することができるものとする。
- 4 使用期間に1月に満たない端数があるときは、1月とみなす。ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。
- 5 コピー機、プリンタ、FAX等の機器を使用するときは、別に定めるところにより、実費を徴収することができる。
- 6 使用料には、光熱水費及びインターネット回線使用料を含むものとする。

7 サテライトオフィス

区分	単位	基準額	徴収の時期
オフィス1	1部屋1月 1法人	120,000円	使用する月の前月の 末日。ただし、使用 を開始した月の使用 料は、使用開始時

オフィス 2・3・4	1 部屋 1 月 1 法人	60,000 円	同上
---------------	------------------	----------	----

備考

- 1 サテライトオフィスを使用する法人等は、コワーキングスペース、会議室及びシェアオフィス（自由席）を無償で使うことができるものとする。ただし、独占使用を除く。
- 2 使用期間に1月に満たない端数があるときは、1月とみなす。ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。
- 3 単位は、原則として1法人とするが、代表して1法人が契約することにより複数法人による同居使用を可能とする。
- 4 使用料には、光熱水費を含むものとし、インターネット回線使用料は含めないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の規定に基づき指定管理者が選定され総合交流館の管理を行うこととなるまでの間は、総合交流館の管理については、なお従前の例による。

（提案理由）

指定管理者制度を導入するにあたり必要な規定を整備するため、及び会議室等の供用を開始するにあたりその使用料等を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 2 号

第 6 次人吉市総合計画基本構想の策定について

第 6 次人吉市総合計画基本構想を策定することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

人吉市総合計画基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決が必要である。

第 6 次人吉市総合計画

(令和 2 年度～令和 9 年度)

基本構想案

熊本県人吉市

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念

みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし

私たちのまち人吉は、球磨川をはじめとした豊かな自然、丹精込めて造られた球磨焼酎、三十を数える天然温泉、国宝青井阿蘇神社、そして、この地特有の人情味溢れる土地柄など、ここにしかない価値あるもので溢れています。

永い時の中で先人たちが紡いできたこの類まれなる価値に、私たちは当たり前のように触れ、そして感じてきました。

この価値が、昔も今も変わらず目の前にあること。

脈々と受け継ぎ大切にしてきたこの価値を、しっかりと次の世代へ受け渡していくこと、そして、その価値をさらに磨き上げていくこと、これが、本市のまちづくりにおいて大事にしたい視点といえます。

ここにしかない、価値あるものに触れ、心身ともに健康で暮らすこと、これが皆さんの笑顔につながります。

このまちが笑顔で溢れば、いつまでも暮らしていいたいと思えるまちになる。

「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」

これまで大切にしてきた価値を護り、育んでいくとともに、本市に住むすべての人々の幸せにつなげるための道標として、これを第6次人吉市総合計画におけるまちづくりの理念として掲げます。

第2節 目指すべき将来都市像

～ 新たな価値の創造 次なる挑戦へ ～ 未来協創都市ひとよし

鎌倉時代から脈々と続く相良文化、球磨川をはじめとする豊かな自然を大切に継承し、人々の心のふれあい、心の温もりを感じることでできるまちを目指すとともに、市民と行政とが手を取り合い、一体となって私たちのまちをともに創り上げる、未来に向かって新たな一步を踏み出す、新しい未来を創造するための指針として、「～ 新たな価値の創造 次なる挑戦へ ～ 未来協創都市ひとよし」を将来都市像として掲げます。

第3節 まちづくり政策（戦略）の方向性

基本構想の実現のために、政策となる次の6つの戦略（分野別施策）を掲げ、総合的・体系的な政策の推進を図ります。なお、戦略の具体的方向性については基本計画の項において示します。

6つの戦略（分野別施策）

【戦略1】産業・経済

地域の誇りで新たな価値を創造し、人が輝き躍動する経済づくり

【戦略2】教育・文化

一人ひとりが学び続ける、豊かな人生づくり

【戦略3】自然環境・安全

一人ひとりが手を携え、安心して暮らせる生活基盤づくり

【戦略4】健康・福祉

地域全体でつくりあげる、幸せいっぱい健康づくり

【戦略5】都市基盤・建設

まちに愛着を持ち、景観を醸し出す都市基盤づくり

【戦略6】地域・自治

信頼を基礎にした、自分たちでつくりあげる地域づくり

地方創生に横断的に取り組む施策

地方創生施策

第4節 土地利用構想（グランドデザイン）

グランドデザインとは、まちづくりにおける壮大な図案、設計、着想であり、市全体のイメージパース（青写真）となるものです。

① 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、市民が生活及び生産を通じて様々な活動を行うかけがえのない貴重な資源です。豊かな自然と調和するとともに、市民の暮らしや産業経済の場として不可欠な基盤であるため、総合的かつ計画的な土地利用を進める必要があります。

本市の市域は210.55 km²であり、森林75.1%、農用地7.7%、原野0.1%、水面・河川等2.1%、道路2.8%、宅地3.7%、その他8.5%となっています。

土地利用にあたっては、公共の福祉を最優先に、自然環境の保全と都市環境の調和に配慮しながら、地域の特性や資源を最大限に活かし、市域全体の均衡ある発展のために適切な土地利用を図ります。

なお、土地利用に関する具体的施策等については、本計画における位置づけを踏まえ、関連計画等において提示することとします。

② 土地利用構想

現況の土地利用状況、地域特性により、以下のように土地利用をゾーニング（区分）し、本市の均衡ある持続的発展と一体性の確保に向けた土地利用を図ります。

●中心商業・業務ゾーン（中心市街地）

本市の玄関口であり交通結節点でもある人吉駅に隣接し、古くから人吉城下の町人まちとして栄えてきた中心的商業・業務機能集積地の中心地であり、核的都市ゾーン。

●産業ゾーン（工業団地・工業用地）

地域交通の結節点である人吉インターチェンジに隣接した梢山工業団地や機械工業団地、また、10ha以上の面積を持つ人吉中核工業用地といった産業集積を促進する産業ゾーン。

●スポーツ・レジャーゾーン（村山公園）

人吉市街地を一望する展望台や、各種屋外スポーツ施設、遊戯広場等、多様化するレクリエーションニーズに対応する総合レジャーゾーン。

●歴史・観光ゾーン（人吉城跡、永国寺付近）

人吉市の歴史を代表する人吉城跡を核に、史跡や城跡のガイダンス施設等により人吉の歴史、文化に触れることができる施設が集積する観光ゾーン。

●文化・スポーツゾーン（カルチャーパレス・スポーツパレス）

屋内・屋外の本格的なスポーツ施設と、図書館、文化会館といった専門的な文化施設が併設し、近くに隣接する村山公園とも連携するスポーツ機能と文化活動のゾーン。

●観光・レジャーゾーン（石野公園）

人吉の技を継承する体験型施設クラフトパークと、遊戯広場、キャンプ場等の多彩なレクリエーション施設からなる総合観光ゾーン。

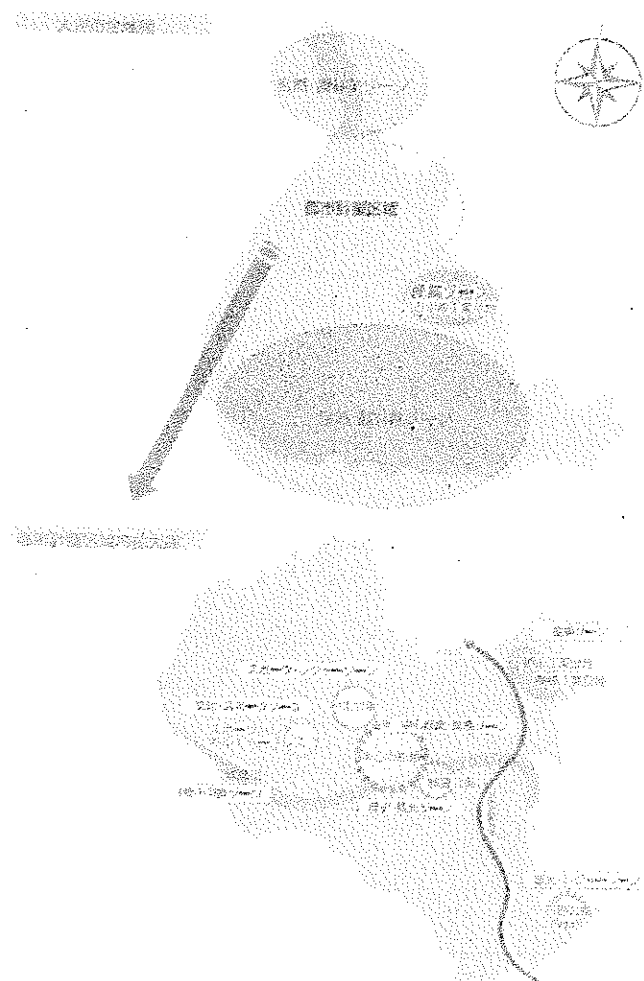
●球磨川河畔ゾーン

豊かな自然環境と、人吉の原風景といえる緑に囲まれ、心休まる悠々とした水の流れをもつ河川景観が市民生活に潤いをもたらし、同時に本市を代表する観光資源ともなるアメニティ（快適）ゾーン。

●自然・農林業ゾーン

市面積の7割を占める豊かな自然環境に恵まれた区域であり、自然と触れ合い、親しめる森林と農地が一体となった環境複合ゾーン。

③ イメージ図



議第43号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、錦町との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成26年人吉市条例第27号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と錦町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 錦町

代表者 錦町長 森本 完一

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 4 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、多良木町との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 26 年人吉市条例第 27 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と多良木町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等をするとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 多良木町

代表者 多良木町長 吉瀬 浩一郎

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 5 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、湯前町との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と湯前町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 湯前町

代表者 湯前町長 長谷 和人

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第46号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、水上村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成26年人吉市条例第27号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と水上村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 水上村

代表者 水上村長 中嶽 弘継

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 7 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、相良村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と相良村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2 (第3条関係)

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通(鉄道、バス等)について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線(バス路線やくま川鉄道等)に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3 (第3条関係)

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 相良村

代表者 相良村長 徳田 正臣

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 8 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、五木村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と五木村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 五木村

代表者 五木村長 木下 丈二

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 9 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、山江村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と山江村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 山江村

代表者 山江村長 内山 慶治

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第50号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、球磨村との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成26年人吉市条例第27号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と球磨村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2 (第3条関係)

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通(鉄道、バス等)について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線(バス路線やくま川鉄道等)に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3 (第3条関係)

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 球磨村

代表者 球磨村長 柳詰 正治

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 5 1 号

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり、あさぎり町との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 2 6 年人吉市条例第 2 7 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）とあさぎり町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 あさぎり町

代表者 あさぎり町長 尾鷹 一範

(提案理由)

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決が必要である。

議第52号

人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務を変更し、人吉球磨広域行政組合同規約（平成元年10月1日熊本県指令第24号）の一部を次のとおり変更する。

令和2年2月25日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉球磨広域行政組合規約の一部を変更する規約

人吉球磨広域行政組合規約（平成元年１０月１日熊本県指令地第２４号）の一部を次のとおり変更する。

第３条第３号から第５号までを次のように改める。

三 削除

四 削除

五 削除

附 則（令和２年熊本県指令市町村第 号）

この規約は、令和２年４月１日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合が共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議第 5.3 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

佐 無 田 学

令和 2 年 2 月 25 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭

和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意
が必要である。

議第 5 4 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

本 田 利 廣

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 5 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

中 村 明 公

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

(提案理由)

公平委員会委員を選任するに当たっては、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意が必要である。